

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

令和7年5月27日

近畿地方整備局長 長谷川 朋弘

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、鋼橋積算基準の適正化に向けた基礎資料を作成することを目的とする。

本業務の履行にあたっては、鋼橋製作に係る材料費、副資材費、製作工数、労務者賃金、間接工事費、横断歩道橋工数、工場塗装費及び輸送費について、調査票の配布・回収を行い、そのデータの集計・解析・とりまとめを行う。また、次回調査のための調査票の作成を行う必要がある。

このことから、本業務の実施にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、本業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類(以下、「参加意思確認書」という。)の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、3.の参加資格を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、3.の参加資格を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 鋼道路橋製作工数等実態調査解析業務

(2) 業務内容

令和4年4月以後に公共工事発注機関が発注し、令和6年度に竣工した工事について、調査票の配布及び回収を行い、回収された調査データをもとに、下記(1)～(8)の調査を行う。(4) 労務者賃金調査は令和6年7月から令和7年6月の間を対象とする。

また、次回調査のための調査票の作成を行う。

- (1) 材料費調査
- (2) 副資材費調査
- (3) 製作工数調査
- (4) 労務者賃金調査
- (5) 間接工事費調査(間接労務費率・工場管理費率)
- (6) 横断歩道橋工数調査
- (7) 工場塗装費調査
- (8) 輸送費調査

なお、鋼橋製作等実態調査票送付件数は約50社を想定している。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月28日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

参加意思確認書の提出者は、下記 1) に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記 2) に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体であること。

1) 単体企業（組合を含む）

- a) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
- b) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- c) 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- e) 近畿地方整備局長から当該業務の説明書及び設計図書等の交付を受けた者であること。

2) 設計共同体

上記 1) a) から e) まで（ただし、上記 e) については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 31 日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

本業務の技術的要件等を兼ね備えている特定の者又は参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。

(3) 技術力に関する要件

- 1) 鋼橋積算基準の適正に関する高度な専門知識を有していること。
- 2) 鋼橋積算基準の適正の実施に関して、鋼橋製作に必要な諸費用に係るデータの集計・解析・とりまとめを適切に行うための幅広い知識を有していること。

なお、令和 4・5 年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務のうち、国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注のテクリス平均業務成績が 60 点以上であること。ただし、100 万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注業務及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(4) 業務執行体制に関する要件

- 1) 鋼橋積算基準の適正に関する高度な専門知識を有すると共に、鋼橋製作に必要な諸費用に係るデータの集計・解析・とりまとめの実施に関する幅広い知見を有する技術者を配置できること。
- 2) 鋼橋積算基準の適正を熟知し、適切な技術的判断やマネジメントが可能な技術者を配置できること。

(5) 配置予定技術者に対する資格要件

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、手持ち業務の状況、担当した業務の成績の要件を満たす者であること。

なお、プロポーザル方式による技術提案書の提出にあたり、参加意思確認書に記載された配置予定技術者の変更を認めない。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府中央区大手前3-1-41

国土交通省 近畿地方整備局 総務部契約課 契約第二係

電話：06-6942-1141

Mail：kkk-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1) 交付期間 公示日から令和7年6月5日（木）までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時15分から18時00分まで。
ただし、最終日は16時30分まで。

2) 申込先及び交付場所

上記4.(1)に同じ。

3) 交付申込期限 令和6年6月5日（木）12時00分まで

4) 交付方法 電子記録媒体（CD-R等）を持参することにより、電子データにて交付する。

なお、説明書交付希望者は上記4(1)の担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び方法

1) 提出期限：令和6年6月6日（金）16時30分まで

2) 提出場所：上記4(1)の担当部局に同じ

3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等記録が残るもの）による

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和6年6月25日（水）16時30分

(4) 上記3(1)1)(b)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業（組合を含む）、又は一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も上記4(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。